

令和3年第1回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年1月8日(金) 午後1時30分から午後2時45分
- 2 場 所 菊池市役所2階 204号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子
5番/榎田 實 6番/緒方哲郎 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志
9番/右田博昭 10番/右田正臣 11番/高山悦子 12番/松永孝志
13番/緒方啓一 14番/丸山利明 15番/荒木孝子 16番/水上義夫
17番/川口毅憲 18番/守塚伸二 19番/高木洋一
- 4 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 野口みなみ
(泗水分室) 角田公秀
- 5 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 農地所有適格法人設立届出について
議案第3号 あっせん登録届出について
議案第4号 農地法第3条許可申請について
議案第5号 農地法第4条許可申請について
議案第6号 農地法第5条許可申請について
議案第7号 農用地利用集積計画(案)について
議案第8号 あっせん届出について
議案第9号 非農地証明願について
報 告 許可不要転用届出について
合意解約について
そ の 他

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日の会議につきましては、19名すべての委員さんにご出席いただいております、『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より『令和3年第1回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づき、本日の議事録署名者として、議席番号13番／緒方啓一委員と議席番号15番／荒木委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

《 議案審議 》

会 長) 本日の議案は、第1号から第9号までの議案9件及び報告2件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第1号／新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。2ページをご覧ください。「農業計画書」です。申請者の住所、氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年時における経営面積、開けていただいて、3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。今回、ブドウ栽培農家の経営を承継する形で、新規就農されるものです。12月24日に、川口副会長、担当地区の緒方啓一委員・松原推進委員と事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、緒方啓一委員よりご意見ををお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。ただ今報告がありましたように、先月、立ち合いと言いますか面談を行いました。申請者は、25歳のやる気のある人でした。今ありましたが、申請者は農業法人でベビーリーフの栽培と指導を行われている人です。ブドウ農園の貸付人のお孫さんと申請人の兄貴さんが友人ということで、この話が

進んだようです。作業の労力も兄貴さんと一緒に、このブドウ経営をやられるようです。ブドウも成木で、もう収穫が真っ最中というような木でございますので、収入はすぐ得られるようです。兄弟で両方とも勤めておられますが、土日の休みと会社が終わった後を作業日に充てるそうです。技術面は貸付されている人から習い、農作業の機械等もその貸付人さんから借りるようになっております。やる気もあり、きっと頑張ってくれるものと思って、面談を終えました。

会 長) 新規就農につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。栽培方法とか借受人から習うということになっておりますが、販売面はどのようになっておりますでしょうか。

事務局) 面談の時に伺いましたら、主に直販をされるということで、販路拡大についても、今後、検討していくということで聞いております。以上です。

会 長) よろしいですか。他にはございませんか。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。目標ですけど、令和7年の経営面積が畑で80というような感じになってるんですけど、ブドウ栽培の面積ですか。その辺は聞いておられますか。

事務局) ブドウの規模拡大をされるということで聞いております。80aですね。以上です。

会 長) よろしいですか。他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／農地所有適格法人設立届出について、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。別紙のとおり「農地所有適格法人設立届出」があ

りましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。5ページをお開きください。「設立届出書」です。法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係・第2号関係・第3号関係につきましては、記載のとおりでございます。記載内容から、法人形態は株式会社で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が90%、役員の過半数が農業の常時従事者であることから、法人形態要件・事業要件・議決権要件・役員要件の4つの設立要件をすべて満たしており、特に問題はないものと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

会 長) 農地所有適格法人設立届出につきまして、事務局から説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第3号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。

12ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人1件となっております。13ページをお開きください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の歌丸委員より、ご意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。申請人は、現在、〇〇〇の〇〇〇に住んでおられます。妻と子どもさん3人でお茶の作付けをされており、意欲的に農業に取り組んでおられます。今後の規模拡大を計画しての今回の申し出となっております。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) あっせん登録申出につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、登録することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、登録することに決定いたします。次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第4号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。14ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転3件、賃貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) 所有権移転の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 議案に入ります前に、今月の案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。15ページをご覧ください。1番と2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番と2番につきましては、私が担当ですので、意見を述べたいと思います。14番の丸山です。5日に譲受人さんから電話がありまして、以前売買はできておりましたが、その後、譲受人さんのご主人あたりが二人ともお亡くなりになり、昨年、地籍調査があった中で所有権移転ができていないということで、再度、譲受人さんと譲渡人さんとお話になって、今回の案件となっております。譲受人さんはお茶の専業農家さんで、お父さんとお母さんも一緒に頑張っておられますので、何ら問題はないと思っております。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。この案件は、譲渡人さんの債権者になられる方が譲受人さんであり、今回、贈与による形で所有権を移転されるというものです。譲受人さんは、議案書のところに住んでおられますが、他に熊本市あたりにも田畑をもっておられ、農業をやっておられる方です。この申請地は、大琳寺にラーメン屋さんがありますが、あの辺の荒廃した土地であり、今後、譲受人さんが耕うんされて作物を作るということで、いい方に進んでいくんじゃないかという風に思っております。何ら問題はないと考えます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番をお願いいたします。

事務局) 17ページをご覧ください。賃貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。1月2日に推進委員さんと二人で現地調査にあたりました。袈裟尾地区は、まだ基盤整備の途中でございます。もう一筆には春ゴボウが作ってありました。借受人さんは、法人を立ち上げるために権利が必要なので、貸付人さんと解除付き条件の貸借権設定をされたものでございます。借受人さんは、水稻、ゴボウ、サトイモなどを作って頑張っておられます。問題はないと思います。ご審議、よろしくお願ひします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。先程説明いたしました新規就農者の方です。貸付人と借受人の相互合意による貸借でございますので、何ら問題はないと思います。ちょっと付け加えますが、新規就農者の方は助成金の申請はしておられません。以上です。

会 長) 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。15ページの1番と2番の方は、もともと売買が先にあったけど、登記手続きが終わってなかったのので、改めて今回贈与という形で申請をしたということですか。

会 長) 電話では、そのようなお話でした。

高山委員) この譲渡人さんと譲受人さんの間に親子とか親戚とかいうのはない訳ですよ。

会 長) 1番の方については、お父さん同士がご親戚になられるということでした。

高山委員) 分かりました。

会 長) 他にはございませんか。

高山委員) すみません。15ページから16ページの3番の方なんですけど、債権者ということは、〇〇さんが〇〇さんからお金を借りてて、その返済のために贈与という形をとられてるということですか。

事務局) 登記簿上ではそういう風になってますので、そういう形かなという風に思っております。

高山委員) 登記簿上に贈与という形になっているんですかね。

事務局) 登記簿上に権利者ですね。抵当権者ということで載っております。

高山委員) そうすると、あんまり関係ないのかもしれないけど、借金の返済にということで、贈与という形なんですか。それとは全然関係なく、たまたま債務者と債権者の関係にあったというだけのことですかね。

事務局) 申請の時に伺いましたんですけども、〇〇さんが農地を探しておられまして、先程、担当委員さんからもありましたけども、一年間耕うんして農地として利用されるということで聞いております。

高山委員) 分かりました。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第5号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。19ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) それでは、説明させていただきます。20ページをご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用目的、概要につきましては、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市泗水支所から北北東に1.3km、国道387号線から南に約30mの土地です。農地区分につきましては、2以上の埋設管のある道路の沿道区域で、概ね500m以内に菊池養生園とたかはし歯科がある農地であることから、第3種農地にあたり、許可が可能な場所です。転用目的は、個人住宅兼店舗の個人住宅部分の増築及び庭等であります。こちらは、既に住宅部分の増築及び庭等にされていることから、始末書が添付されております。位置図と現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、国道387号線沿い、菊池養生園入口のバス停から南へ30m、自宅横の庭の部分になります。申請人さんの現在の家屋は、4世代同居家族6人の住居と住宅の一部をヘアサロンの店舗として利用されています。正直、申請人さん本人の部屋も取れない手狭な状態になり、急遽、庭になっている部分を潰して、住宅続きに増築されました。ところが最近、増築した部分の一部8.96㎡が農地にまたがる番地違いになっていることが分かり、今回の隣地番69㎡の転用申請となったものです。故意ではないにしても大変申し訳なく思っておられ、始末書が添付されています。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第6号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。21ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転1件、使用貸借権設定4件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 議案第6号の農地法第5条許可申請について、説明いたします。資料は22ページになります。先ず、所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は不動産業を営む法人で、畑940㎡の所有権を取得して建売住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約3kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域にあることから第1種農地になりますが、集落に接続して設置される場合に該当し転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。1月5日に現地確認を行いました。申請地は、主要地方道植木インター菊池線にコメリ、コスモス等がありますが、そこを七城方面に行きますと、コンビニのある押しボタンのある信号のところを左折して行っておりますと西部市民センターがありますが、その先の交差点を直進し、概ね200m程進みました右手に住宅があり、その西隣の畑が申請地となっております。譲受人が

土地を確保するために探しておりましたところ、土地の形状も良くて宅地部分をあわせて区画がとれるということで、購入するという事になったそうです。建売分譲を計画されておりまして、今の家賃で払っていただける低価格での販売を計画しており、ターゲットは30歳代を狙っているということでございました。給排水計画は、給水に関しましては市の水道に接続。雨水に関しましては、浸透枳にて処理する。オーバーフロー分は道路にあります側溝へ流すということで、これは排水同意も取られております。汚水・生活雑排水に関しましては、市の下水道に放流ということでございました。被害防除計画ですが、隣接農地との位置関係から日照・通風被害はないと考えるということと、造成中・完成後の被害防除に関しましては、十分注意して工事を行い、万が一被害が出た場合は、当社で責任をもって対処するということとございました。以上のようなことから、転用やむなしと考えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、使用貸借権設定の1番をお願いいたします。

事務局) 番号1番です。資料は23ページになります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑499㎡を貸借して個人住宅に転用するという案件になっております。なお、土地の所在地では〇〇〇〇〇となっておりますが、申請地は〇〇〇〇〇と接しておりまして、また、〇〇〇の実家の隣ということで新規の行政区は〇〇〇になるということでした。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約4.5kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地になりますが、集落に接続して設置される場合に該当し転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。申請地は、国道325号線を大津方面へ向かって、旭志伊坂の信号を西へ約800m程進んだところの南側に位置します。1月5日に申請人さん、代理人さん、丸山会長、事務局と水田推進委員さんと私で現地調査を行いました。申請人さんは、父親が高齢で一人暮らしということで2年前に関東よりUターンされ、現在、実家で暮らしておられますが、子どもさんの成長に伴い居住スペースが不足することから住宅の建築を考えられました。お父様所有の農地がいくつかある中で、実家のすぐ隣で県道に面していることから、利便性のいい、この農地が一番適しているということで選定されました。給排水は市の上水道を利用し、雨水は隣接の北側排水路へ自然放流の予定です。地元区長さんの排水同意書が添付されています。造成中は敷地境界付近に仮囲いや土嚢などで土砂流出などの被

害防除に努め、完成後は近傍農地の耕作などに影響がないよう配慮し、もし被害が生じた場合は責任をもって解決しますということです。このようなことから、転用は致し方ないかと思えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は酪農業を営む法人で、畑1,955㎡を貸借して牛舎及び農業用資材置場に転用する案件になります。なお、申請地の登記面積の残りの674㎡につきましては、平成29年度に基盤強化法の規定に基づく公告によりまして、既に農業用倉庫に転用済みとなっております。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から南に約6kmの位置にある農地になります。農地区分は、農振農用地区域内にある農地になりますが、用途区分が農業用施設用地に変更されていますので転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。1月5日に丸山会長、事務局、申請人と私で現地調査を行いました。申請地は、325号線の道の駅旭志の交差点から左折しまして、東の方面の市道を約3km進んだところにある農地であります。貸付人が借受人の会社の代表をされております。申請者は、申請地の隣接地で酪農経営を営んでおられます。今回、経産牛・育成牛を増頭し規模拡大を行うにあたり、既存畜舎では飽和状態になるため、申請地に飼養施設を計画されました。給排水計画は、給水は既存牛舎で利用されている地下水を延長して利用することです。生活雑排水は発生いたしません。雨水排水は、雨水浸透枡を設置し地下浸透させるそうです。造成中並びに完成後の被害防除方策は万全を期しておられますし、万が一被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、速やかに退去し責任をもって解決されるそうです。隣接地の所有者からの承諾をとっておられますし、問題ないと思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は畜産業を営む個人で、畑358㎡を貸借して農家住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約4.4kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10

ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地になりますが、集落に接続して設置される場合に該当し転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。申請地は、1番と同じく国道325号線を大津方面へ向かって、旭志伊坂の信号を西へ900m程進んだところに四差路があります。そこを左へ200m進んだところにグラウンドゴルフ場があり、南東側に申請人さんの牛舎があり、その一角です。1月5日に代理人さん、丸山会長、事務局、水田推進委員さんと私で現地調査を行いました。申請人さんは、現在、ご両親と酪農を営んでおられますが、牛舎から離れた賃貸アパートに暮らしておられます。牛の出産の際には牛舎に隣接した休憩スペースで待機されている状態で、生活するには老朽化がひどく、新たに牛を管理する場所が必要であると考えられました。今後、夫婦で子育てをしながら酪農を営んでいくために、牛舎のある敷地内の居宅建設を計画され、この農地を選定されました。北側と南側は農地ですが、道を挟んで西側は住宅地となっています。給排水は市の上下水道を利用し、雨水は浸透枿を設置し、オーバーフロー分は西側排水路へ放流となっています。地元区長さんの同意書も添付されています。大規模な造成工事を行わないため、土砂の流出・堆積などの対応策はありませんが、もし被害が生じた場合は速やかに対処します。完成後も近隣農地への影響はないと思われませんが、もし被害が生じたら速やかに対処しますとのことです。このようなことから、この転用はやむを得ないと思われれます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 番号4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑500㎡を貸借して個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北西に約3kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地になりますが、集落に接続して設置される場合に該当し転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。この案件は、泗水西小学校から七城方面に500mくらい行ったところにある畑です。道の向かいに赤い鳥居があります。申請人は、

現在、アパートに暮らされており、子どもが増え手狭となってきたので家の建築を計画されました。父親の土地を借り受けて建てることにしました。給排水計画は、給水は菊池市上水道より給水します。生活雑排水は公共の下水道に放流し、雨水は浸透枳を2基設置し地下浸透させ、オーバーフロー分は道路側の側溝へ放流します。排水同意書もとってあります。工事期間中は十分に注意し被害防除に努めますが、万一被害が発生した場合は早急に対応するとのこと。なお、会長さんから質問があった進入路に関しては、県に電話で確かめたら書類を出せば問題はないそうです。このことから問題はないと思います。

会 長) 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。23ページの3番の案件なんですが、ここに農家住宅と書いてあって、1番と4番は個人住宅と書いてあるんですけど、表現が違うのは理由がありますかね。要件が違ったりするんでしょうか。

事務局) 面積の上限が、個人住宅であれば500㎡、農家住宅であれば1,000㎡ということになってはいるんですけども。今回、農家住宅ということで申請されておりますが、特にどこが変わるとかいうことはございません。以上です。

高山委員) 分かりました。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第7号／農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。24ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお

願いいたします。

会 長) 先ず、全体の説明をしていただき、終わりましたら、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 先月の総会の際、法人の場合は代表者名を入れてくれと言われたんですけども、漏れておりましたので、その追加と議案の削除をお願いしたいと思います。先ず、所有権移転の27ページの5番なんですけれども、ホワイトボードに代表取締役の名前を書いておりますので追加をお願いします。5番と6番、それと33ページと34ページの20番ですね。代表取締役はホワイトボードに記載している方になりますので、追加をお願いいたします。それとですね。所有権移転の7番なんですけれども、議案を配布した後に所有権の移転をされる方がお亡くなりになられておりますが、公告する前にお亡くなりになられた場合は、新しい当事者について、もう一回農用地利用集積計画を作成して公告することになっておりますので、今回は削除させていただきたいと思います。すみません。よろしく願いいたします。それでは、基盤強化法の説明に入りたいと思います。25ページをご覧ください。農用地利用集積計画(案)です。今月の利用権設定は、賃貸借権設定31件、使用貸借権設定1件、中間管理事業による賃貸借権設定21件・使用貸借権設定1件、所有権移転6件となっております。それでは、所有権移転の各筆明細の説明に入ります。27ページをご覧ください。先ず、番号の1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については、記載のとおりです。こちらの方は贈与になられるそうです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城支所から北西へ約1.5km進んだところにあります。譲渡人が耕作をする予定がなく、面積も少ないため、譲受人さんに無償で譲渡したいとのことで話がまとまりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、台台地の圃場整備の記念碑から北東へ約200m進んだところにあります。譲受人さんの営

農している畜舎の近い場所にあり、今回の申請地では飼料作物を作るとのことです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

水上委員) 16番の水上了です。所有権を移転する方と所有権を受ける方は親戚関係で、所有権を受ける方が永年小作をされておりました。所有権を移転する方が高齢なので、双方合意の下、買ってもらえないかということになりまして売買となりました。何ら問題ないと思います。よろしく審議の程、お願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。所有権を移転する方はご高齢で、農地を縮小して娘さんと一緒に暮らしたいということでした。所有権の移転を受ける方は、この農地を以前から小作されており、今回、売買の話がまとまりました。認定農業者で肉用牛肥育をされております。今回、この農地に樹芸をしたいということでした。何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。所有権の移転を受ける方は、先程「農地所有適格法人設立届」があった会社でございます。農業公社との売買で、養豚業と野菜のキャベツを作られております。何ら問題はございません。普通作をされるそうです。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。場所につきましては、JA菊池の泗水のライスセンターがありますが、そこから概ね西の方へ大体500m程行ったところにございます。双方の合意によります。所有権を受けられる方の牧場の西隣、本当すぐ隣にこの畑がありまして、経営規模の縮小を考えておられましたので、双方の合意によって成立いたしました。問題はないものと思います。よろしくご審議、お願いいたします。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転6件のほか、賃貸借権設定31件、使用貸借権設定1件、中間管理事業22件となっております。しばらくお時間をとりますので、内容をご確認していただきますようお願いいたします。

(議案の内容確認)

会 長) 議案の内容をご確認していただいたと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定されている議事参与の制限に該当される委員さんがいらっしゃいますので、先ず3番を除く所有権移転5件及び賃貸借権設定31件、使用貸借権設定1件、中間管理事業22件について審議させていただきたいと思ひます。何かお尋ねやご質問がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、3番を除く所有権移転5件及び賃貸借権設定31件、使用貸借権設定1件、中間管理事業22件について、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、所有権移転の3番を審議いたします。申し訳ありませんが、議事参与の制限に該当される委員さんは、退席していただきますようお願いいたします。

(該当委員退席)

会 長) それでは、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、所有権移転の3番について、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。退席された委員さんは、自席へお戻りください。

(該当委員着席)

会 長) 次に、議案第8号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第8号／あっせん申出について、ご説明させていただきます。45ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんの申し出が、別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定していただき、併せましてあっせん委員を指名していただくものでございます。今回の案件は、貸付1件となっております。46ページをご覧ください。貸付希望の「あっせん申出書」です。申請者の氏名、住所、貸付希望農地の所在地、貸借希望金額、期間等につきましては、記載のとおりでございます。あっせん委員につきましては、貸付希望農地の所在地から鑑み、右田正臣委員と松岡推進委員をお願いしたいと考えております。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) あっせん申出につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定し、あっせん委員につきましては、事務局から提案のあったとおり、右田正臣委員と松岡推進委員を指名することに決定いたします。

次に、議案第9号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長） 議案第9号／非農地証明願について、ご説明させていただきます。47ページをお開きください。非農地証明願が提出されましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただき、非農地証明書を交付するものでございます。今回の案件は1件となっております。48ページをご覧ください。「非農地証明願」です。願出人の住所、氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりです。位置図につきましては、49ページをご覧ください。今回、農地としての復元・利用が困難な状況にあることから願出がなされたもので、担当地区の松永委員、青木推進委員と事務局で現地確認を行っております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長） 非農地証明願につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

（ 質問・意見なし ）

会 長） 意見もないようですので、交付することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

（ 全員挙手 ）

会 長） ありがとうございます。全員挙手ですので、交付することに決定いたします。次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長） 50ページをご覧ください。報告案件は「許可不要転用届出」及び「合意解約」の2件となっております。51ページをお開きください。「許可不要転用届出」です。農業用納屋として転用されるもので、詳細につきましては、記載のとおりでございます。次に「合意解約」でございます。52ページをご覧ください。今回、農地法第18条の規定による合意解約通知が5件あっており、詳細につきましては、53ページにかけて記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長） ただ今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けします。

（ 質問・意見なし ）

会 長) 意見もないようですので、報告案件につきましては、事務局からの説明どおりとさせていただきます。

本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、これをもちまして「令和3年第1回農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩